ともしびの賞表彰要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、地域社会にあって、長年にわたりひたむきな努力を続け、郷土文化の向上に貢献しその活動と功績が著しい者を表彰することにより、県民文化の高揚と豊かな郷土づくりに資することを目的とする。

（表彰の範囲）

第２条　表彰の範囲は次のいずれかのうち、これを続けて行っている者とする。

(1)地域の伝統文化の継承と保存に貢献した者
(2)地域の芸術文化の振興と普及に貢献した者
(3)地域の文化団体等の育成と指導に貢献した者
(4)以上の他、地域の文化の向上に貢献した者

（表彰の決定と方法）

第３条　表彰は、各県民局長（県民センター長）の選考に基づき知事が決定し、表彰状及び副賞として賞金又は賞品を授与して行う。

（表彰の時期）

第４条　表彰は、できる限り被表彰者の功績をたたえるにふさわしい機会をとらえて行うものとする。

（補　則）

第５条　この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、昭和 50 年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成７年３月 15 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 13 年３月 12 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 26 年４月１日から施行する。